

## 琴浦町心身障がい者医療費助成条例改正後の対応状況について

町民生活課

### 1 趣旨

平成30年4月に行ないました琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部改正により、助成の対象外となる高齢受給者（70～74歳）のうち後期高齢者医療の加入要件を満たす方には移行を案内し、条例改正による影響の軽減に努めています。

### 2 経過および実施概要

#### (1) 現状

- ・平成30年4月に行ないました琴浦町心身障がい者医療費助成条例の一部改正により、今まで医療費助成を受けておられた方の中には、平成30年7月診療分の医療費から助成の対象外となることにより、医療費の自己負担が増加する方（20名）がおられます。

#### (2) 対応

- ・対象外となる方で障害認定により後期高齢者医療の加入要件を満たす方（11名）には、後期高齢者医療への移行を5月に通知で案内しました。

##### 【障害認定とは】

- ・後期高齢者医療は75歳以上の方が加入する健康保険ですが、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が認定を受けることで加入することもできます。

##### 【後期高齢者医療へ移行することのメリット】

- ①対象者の医療費の自己負担割合が2割から1割に減ることで、支払う医療費が安くなります。
- ②国保加入者の場合、納付すべき保険料（税）が安くなる場合があります。

#### (3) その後

- ・通知を送付した11名のうち2名は、個別に保険料等を試算した上で後期高齢者医療へ移行されました。
- ・通知を送付していない方（65～69歳）の中でも4名の方は、来庁時に後期高齢者医療の要件を満たすことを確認し案内したところ移行を希望されました。
- ・移行前後の保険料（税）は以下のとおりです。移行された6名全員が保険料（税）の納付額が減り、自己負担が軽減されました。移行されていない方の中には、現在社会保険の被扶養者であり保険料がかかっていないため、移行による保険料の負担を心配される方もおられます。

＜移行による国保保険税および後期高齢者医療保険料の比較＞

NO	加入 保険	通知	移行	国保税 年額世帯減額	後期保険料 個人年額	移行による 納付減額	備考
1	国保	済	済	19,600	6,300	13,300	通知して 移行された方
2	国保	済	済	23,900	21,200	2,700	
3	国保	未	済	9,500	6,300	3,200	通知して いないが 移行された方
4	国保	未	済	116,600	61,900	54,700	
5	国保	未	済	8,500	4,200	4,300	
6	国保	未	済	17,300	4,200	13,100	
7	国保	済	未	8,500	4,200	4,300	通知したが 移行されて いない方 (NO.13~15は 社保被扶養 者)
8	国保	済	未	25,200	21,200	4,000	
9	国保	済	未	15,800	4,200	11,600	
10	国保	済	未	23,300	6,300	17,000	
11	国保	済	未	17,300	4,200	13,100	
12	国保	済	未	27,600	6,300	21,300	
13	社保	済	未		21,200	-21,200	
14	社保	済	未		21,200	-21,200	
15	社保	済	未		6,300	-6,300	

### 3 今後の予定等

- ・後期高齢者医療へは一定の障がいがあれば65歳以上で加入することができます。今回移行の案内通知を送付していない65歳以上69歳未満の対象者の中にも後期高齢者医療へ移行することにより保険料（税）の納付額が減り自己負担が軽減される場合があるため、今後制度の案内を行います。
- ・窓口でも要件を満たす方には随時案内をしていきます。

## 国民健康保険、後期高齢者医療の保険証等更新について

町民生活課

### 1 趣旨

国民健康保険、後期高齢者医療の保険証等、特別医療費受給資格証の定期更新を行いました。

### 2 概要

#### (1) 通常保険証の送付

国保税、後期高齢者医療保険料（以下、「保険料」）の滞納の無い、または滞納額が一定の基準に満たない方へ次のとおり通常保険証等を郵送しました。

送付日	7月13日（金）	送付方法	簡易書留
有効期限	平成30年8月1日～平成31年7月31日		
送付通数	国民健康保険	4,113人2,432世帯（世帯毎に送付）	
	後期高齢者医療	3,481人（被保険者毎に送付）	
備考	・みどり園（特老含）、百寿苑入居者分は施設へ職員が配達。 ・職員家族分は職員が持ち帰り。 ※ともに7/17		

#### (2) 短期証該当者への対応

国保税、保険料の滞納額が一定の基準額以上の方へ次のとおり対応しています。

	国民健康保険	後期高齢者医療
対象者数	188人（110世帯）	9人
選別方法	国保税の滞納状況を確認し、6月中旬に税務課と協議。	保険料の滞納がある方を選別。
短期証条件	平成28年度以前の滞納があること、または平成29年度分に半分以上滞納があること。	6月下旬に納付相談通知を送付。その後、7月12日時点で滞納が解消されないこと。
短期証の交付	税務課で納付相談した後、相談状況等により短期証を交付。	
短期証の期間	1～3ヶ月	原則3ヶ月
備考	・国保の新規短期証該当者等に納付相談通知を送付（30世帯）。 ・国保の高校生世代以下の子どもに対しては通常保険証を交付（36人19世帯）。 ※ともに7/20送付	

#### (3) 特別医療費受給資格証の送付

特別医療（重度心身等）の対象者へ、加入している健康保険に応じて次のとおり新しい受給資格証を郵送しました。

	国民健康保険	後期高齢者医療	その他の健康保険
対象者数	126人	215人	60人
送付方法	保険証に同封（簡易書留）		普通郵便（7/13送付）
その他	所得超過による対象外の方（6人）、申告が必要な方（7人）にはその旨を記載した通知を送付（7/17送付）。		

## 琴浦町営斎場井戸滅菌装置(薬注機)の故障について

町民生活課

### 1 趣旨(概要)

水質検査を委託している(公財)鳥取県保健事業団から、6月検査分の井戸水に塩素が入ってないと連絡があり、水道業者に点検を依頼して故障が判明しました。基盤故障により、新規交換が必要です。

原因は不明ですが、落雷や薬注機が地下にあるため湿度が高く故障しやすいことなどが考えられます。

応急対応として、点検した水道業者が中古の滅菌装置(薬注機)を持っておられたのでとりあえずそれを設置してもらい急場を凌いでいます。

対策としては、薬注機の場所の変更(屋根の下)なども考えられますが、チューブが横に伸びるのでエアーが噛みやすくなることによる滅菌不足など維持管理上の不都合もあり薬注機の場所を変える対策も難しい状況です。

※滅菌設備の耐用年数：10年

### 2 経緯・経過

故障した滅菌装置(薬注機)

- ・平成24年 新規取替え(147,210円)
- ・平成27年 修繕(部品交換)「23,760円」
- ・平成30年 基盤故障により新規取替えが必要

### 3 対応

9月補正で修繕費予算計上し、新規取替え予定です。(154,332円)

3社見積で業者決定します。

### 4 施設写真等



白色が貯水タンク、鉄蓋部分が滅菌装置



塩素タンク

滅菌装置(薬注機)

(参考) 井戸概略図

